

平成25年(ワ)第46号、第220号、平成26年(ワ)第224号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原 告 武田 悅子 外1572名

被 告 国・東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(63)

子どもの教育環境悪化と精神的損害

2018(平成30)年7月2日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺利孝



ひ

同 広田次男



ひ

同 鈴木堯博



ひ

同 米倉勉



ひ

同 笹山尚人



ひ

同 市野綾子



ひ

同 渡辺淑彦



ひ

同 坂田洋介



ひ

同 吉田悌一郎

第1 本準備書面の目的

本準備書面は、原告らいわき市民の損害論各論に位置づけられる準備書面の1つである。準備書面56（損害論総論）では、平穏生活権侵害の有無は、線量問題だけではなく、原発事故によって生じた社会的事象を広く考慮しなければ、平穏生活権侵害の有無を判断することはできない旨を述べた。その社会的事象の一つとして、本準備書面では、本件原発事故が、いわき市の教育環境に深刻な被害をもたらしてきたこと、そして、現在もその被害が継続していることを述べる。これにより、被告東京電力が自主的避難等対象区域住民に支払っている賠償額では、到底、この被害を補てんすることなどできないことを明確にする。

第2 いわき市の保育園の状況（典型例としてのさくらんぼ保育園の状況）

1 本件原発事故前のいわき・さくらんぼ保育園

本件原発事故後の子どもの被害、それを見守る大人被害を具体的にイメージするために、例示として、いわき市内の保育園「いわき・さくらんぼ保育園」の本件原発事故前後の状況について説明する。

同保育園は、いわき市鹿島町下蔵持字沢目20の1にある保育園である。以前から、「自然は子供たちの教科書」との言葉のもと、自然豊かないわき市の環境の中で、その特性を生かした保育を実践してきた。自然あふれた園庭や周囲の里山の中で、子供たちを生き生きと遊ばせることで、人間の土台となる幼児期における生きる力を身につけることを保育方針としてきた。

子ども達は、その豊かな感性の赴くままに、日頃から、裸足で遊び、土や水と戯れ、太陽を全身に浴び、風を感じながら散歩するなど、生き生きと自然の中で生活してきた。園の裏山には毎日の散歩コースがあるが、ここで園児たちは、道草をし、虫を見つけは捕まえ、山で自生するアケビや野イチゴを取って食べ、タラの芽やフキノトウを取ってきて、給食室で天

ぶらにしてもらって食べていた。まさに自然と一体化となって、日々の生活を送る毎日であった。

近くの田んぼや畑を保育園用に借り、無農薬・有機栽培をしていた。園児の手で育てた米や野菜を、お昼ご飯にしたり、おやつの時間に食べるなどしていた。

園庭にはたくさんの果物の木や、木の実をつける木があり、子ども達は、争うように木登りをし、果物や木の実を食べていた。

このように、さくらんぼ保育園は、長年、自然環境の中で子ども達が生き生きと生活できる保育をしてきたのである（甲A391）。

2 本件原発事故直後の保育園の状況

ところが、本件原発事故により、さくらんぼ保育園が大切にしてきたものがすべて奪われた状況が続いた。

まず、さくらんぼ保育園の家族と職員の実に9割が全国各地に避難した。徐々に帰還したが、106家族中10家族、計13人の児童が本件原発事故を理由に退園し、自らも幼い子どもを持つ保育士3名が退職した（甲A392）。

平成23年4月初めから、保育園を再開したが、当時は、放射線量の情報、放射性物質の影響についての情報などが全くなく、窓を開けることもできなかった。さくらんぼ保育園では過去に一度もしたことのない室内的保育生活が始まった。窓を開けることもできず、外に子ども達が出ないように鍵を掛けなければならない生活であった。「外に出てはダメ」「○○してはダメ」との禁止の言葉も多くなった。

このような生活の中で、子どもの様子にも大きな変化が見られた。いつまでも泣き止まない子ども、友達にかみつく子ども、皿を投げる子ども、外に出ようとガラス戸を叩く子どもなど、明らかに外に出れないストレスやパニックで、子ども達からは笑顔が消えていった。

このまま子ども達を外に出せない生活は子ども達の育成にとって望ま

しくない。しかし、放射性物質の影響で、放射線への感受性が強いと言われている子供たちの将来に何らかの影響があつたら取り返しがつかないこととなる。このような究極の葛藤の中で、何度も、保育士と保護者との間で話し合いを続けたり、放射性物質に関する専門家を園に招き、放射線量を測定してもらったり、放射能に関する講演をしてもらったりした。いつから外での活動を再開して良いかなど、保護者にアンケート調査を行うなどした。しかし、保護者の中でも考え方方が様々であつて、分断や軋轢などもあり、到底外遊びを再開できる状況ではなかつた。

このようにして、本件原発事故直後から平成23年4月末ころまでの時期、保育園に通う子どもたちや子どもを取り巻く大人たちは、放射能汚への染ばく露と身体的侵襲（外部被ばく、内部被ばく）の危険にさらされていた。これは、子どもたち及び子どもを取り巻く大人の身体的人格権侵害にあたるものである。

3 平成23年5月～平成25年4月ころまで

（1）園庭の除染

平成23年6月、さくらんぼ保育園では、保護者の協力のもと、園庭の表土の10センチを削り取り、木の幹の皮を剥がしたり、枝を切り落とすなどして、園庭の線量を下げる自主除染を実施した（甲A393）。

（2）外遊びの再開と制限

その後、徐々に時間制限をしながら、外遊びを開始することとし、年長児は、時間を短縮してプール遊びを行うなどして、子ども達の笑顔を取り戻そうとしてきた。

もっとも、本件原発事故前、園庭では、裸足が基本であったが、本件原発事故後3年ほどは、放射能汚染への不安から、子どもたちに靴を履かせて短時間だけ遊ばせ、予定されていた運動会も室内で行わざるを得ず（甲A394），また、乳幼児のプール遊びは室内で行うなど（甲A394），外遊びは依然として大きく制限せざるをえなかつた。

室内運動を取り入れるなどして、運動不足にならないように気を配つてきたが、自然の中で保育するようにはいかなかつた。

(3) 砂遊び等の再開と制限

保育園では、砂遊びも、平成24年までは禁じていた。

その後、子どもたちの大好きだった砂遊びを再開するために、他県から砂を送ってもらい、平成24年に入ったころから、砂遊びを再開するようになった。

また、乳幼児が遊ぶ芝は何度も張り替えて、放射線量を下げる努力を重ねてきた（甲A397）。

(4) 子どもたちの変化

上記のように外遊びや自然とのふれあいを制限された状態が続いたことから、子どもたちの自然に対する興味関心は薄れていった。本件原発事故前は、子どもたちは、カエルを見つければ、手でとて観察するなど自然にしていたが、本件原発事故後は、カエルを見つけても、それを手に取ってみようともしなくなってしまった。外に出せない生活が続き、生き物を触ってもいいものという意識が徐々に薄れていき、子どもの自然に対する興味関心が薄れてしまったものであり、保育士や保護者も心を痛めた。

(5) 内部被爆の不安

保育園では子ども達の食事（お昼の給食やおやつ）にも最新の注意を払いながら、内部被ばくを避ける工夫をしてきた。

本件原発事故前は、保育園近くの農業法人から仕入れるなど地産地消を目指してきたが、本件原発事故後、平成26年4月ころまでは福島県産の食材は一切使わなかった（甲A398）。

(6) 小括

このようにして、平成23年5月から平成25年4月末ころまでの時期、保育園に通う子どもたち及び子どもを取り巻く大人は、放射能汚染のはばく露により身体的被害（健康被害）を被ったのではないか、あるいは

被るのではないかという深刻な恐怖感ないし危惧感・不安感をもって生活していた。これは、同人らの身体権に接続した平穏生活権の侵害にあたるものである。

4 平成25年5月以降

(1) 裏山の散歩を制限されていること

本件原発事故前、保育園の裏山は、子どもたちの散歩コースであった。子どもたちは、裏山を登頂し、木の根を見たり、自生のアケビの実をとつて食べたり、ムカゴを採取したりしていた。

しかし、本件原発事故により、裏山は放射能に汚染され、立ち入ることができなくなった。現在においても、裏山を5合目付近まで登ると、放射線量は毎時0.8マイクロシーベルトを指している。

本件原発事故後6年以上が経過した現在、裏山の5合目から下の部分の放射線量はある程度下がったことから、保育園では、裏山の下半分に限って、年長組の子どもたちの散歩を再開させた。もっとも、本件原発事故により、長期間にわたり散歩コースに入手が入らなかつたことから、従前のコースは熊笹、竹などでおおわれ（甲A395）、イノシシが出るようになってしまった。そのため、従前のコースを一部制限して子どもたちに散歩をさせている。また、子どもたちには、本件原発事故前とは異なり、自生している木の実や山菜などを採って食べることは禁じている。

(2) 園庭遊びの制限

既述のとおり、本件原発事故前、園庭では、裸足での生活が基本であったが、本件原発事故後3年ほどは、不安から靴を履いて短時間だけ遊ぶような生活となつた。

また、園庭の木の実をつける木々の一部は線量が高かつたことから切り倒したり、枝を伐採したりせざるを得なかつた。

本件原発事故前は、子どもたちは、木の実を争うように食べていたが、本件原発事故後、園庭の木の実を食べることを禁止してきたことから、子ども

たちに木の実は「食べることができるもの」との認識が無くなり、食べようとしなくなってしまった。

木の実については、詳細に線量を図り、汚染されていないことを確認した後、平成29年ごろから、園庭の木の実を食べてもいいこととした。

(3) 農作業の制限

本件原発事故前は、保育園借りた畑で、子どもたちが季節の野菜を育て、収穫物をお昼やおやつに食べるのを楽しみにしてきた。

しかし、本件事故前の畑には、園庭の自主除染の際に出た木の皮や枝などを置き、現在に至るまでそれらが存置されていることから、同所は畑として再開できず、藪となっている（甲A396）。

そのため、保育園では、ほかの場所に畑を借りて、平成26年ころから、子どもたちの農作業を徐々に再開させてきた。

もっとも、本件事故前とは異なり、畑の収穫物をすぐに子どもたちに食べさせることはできなくなり、食べさせる前に、放射性物質の含有量を検査しなければならなくなってしまった。

(4) 内部被爆について

既述のとおり、本件原発事故前は、保育園近くの農業法人から仕入れるなど地産地消を目指してきたが、本件原発事故後、平成26年4月ころまでは福島県産の食材は一切使わなかった（甲A398）。

その後、徐々に保護者の意見を聞きながら、安心できる食材を使い始めた。しかし、それでも、保護者の中には、福島県産の食材を避けてほしいとの意見もあり、難しい判断を迫られることとなった（甲A399）。

水も、支援物資のミネラルウォーターなどを使い、特に乳幼児のミルクなどについては、水道水を避けるようにしてきた。

(5) 小括

このようにして、平成25年5月以降、保育園に通う子どもたち及び子どもと取り巻く大人は、主に、放射能汚染により日常生活上、上記のよう

な様々な困難、障壁、不便をうけてきた。これは、同人らの精神的人格権としての平穏生活権侵害にあたる。

第3 同様の現象が福島県内の保育園・幼稚園で見られたこと

- 1 上記のような保育現場・教育現場における放射能への予防的回避行動のためのさまざまな制約は、さくらんぼ保育園特有のものではない。いわき市と同様、福島県内の他の自主的避難等対象区域においても共通する被害である。
- 2 まず、同じ自主的避難等対象区域である福島県中通り9市町村に在住する2008年度に出生した子どもを持つ母親に対し、成元哲教授らで組織する「福島子ども健康プロジェクト」の継続的な調査結果（2013年から2017年）を見ても、水・食べ物、外遊びにおいて、放射能の不安を抱え、将来的な健康リスクに対する不安、原発事故により付加された経済的負担感、補償をめぐる不公平感、福島の子どもに対する将来のいじめや差別などの懸念を抱いていることがわかる（甲A400）。本件原発事故後6年を経過しても「不安」を感じている人が6割を超えているのである。母親のうつなどの精神健康不良の割合は、本件原発事故後6年を経ても25%を越えていることがわかっている。これら「埋もれた被害者」「見過ごされた被害者」を救済するのが司法の役割のはずである。
- 3 また、遠藤明子福島大学准教授らの調査によれば、本件原発事故後3年後（2014年まで）においても、福島県中通り・浜通り地方において子ども外遊びが制限・自粛されていることがわかる（甲A401）。
- 4 平成24年11月、福島県保育連絡会は、福島県内の保育園の本件原発事故後1年後までの状況をまとめた「福島の保育第13集『2011.3.11とその後の福島の子どもたち』」という報告書（白書）を発表した（甲A402）。同白書に記載されている次の保育士らの声からは、本件原発事故後、1年の福島県内の子どもたちの外遊びの制限の実態がわかる。

- (ア) 「外を歩く経験もままならないままに、新しい靴がサイズアウトしてしまいます。」「転んだら手に砂がついてしまうので、大人は手を離せませんでした。砂にはセシウムを多く吸収するから触らせたくないという保護者は多いのです。」（0歳児担当保育士）
- (イ) 「事故があった2011年は、年齢が小さいので砂を口にしてしまうのでは、という心配から乳母車に乗って園庭に限っての外遊びでした。」「（翌年）4月からは自分の足で歩いて園庭に出て遊べるようになりました。」「予想に反して、誰も砂いじりをする子はいませんでした。十分に砂あそびをする経験がなかったからでしょうか。砂は遊べるものという認識がないのでしょうか。」（2歳児担当保育士）
- (ウ) 「探索遊びがしたい時期なのに、草花、木の実、虫、触らせてあげられないことが悲しいです。『そっちは、行けないよ』『これは、さわれないの』と言うたびに、『ごめんね』という気持ちになります。」（2歳児担当保育士）
- (エ) 「震災前は保育士が『お外に行くよ！』『お散歩に行こう！』と誘うと一目散に玄関に走って行き、靴を履いていたのに、震災後、同じ言葉で誘っても玄関に向かう子は一人もいませんでした。」（2歳児担当保育士）
- (オ) 「石の下にダンゴムシがいることを子どもたちは知っています。石に触ってはいけないことになっているので、足で石を動かします。ダンゴムシは見つかりましたが、触ることはできません。『ほうしやのうだから？』と子どもたちは言います。」（3歳児担当保育士）
- (カ) 「散歩に出かけ山菜を探ってきたり、近くの畑の叔父さんに野菜をもらって円に帰ると、すぐに給食室に顔を出し『このよもぎ、天ぷらにして～』とか、筍を担いで持ってきた時は、『自分で皮むくから筍ごはんにして～』など自然に触れ、そのつながりで、食とつなげてい

た事が今はできません。園での栽培もできず、畑の土を入れ替えたり、プランターで栽培は出来ても、今度は収穫してもすぐには食べられず、食品線量計にかけなければならぬのです。」（給食調理員）

5 小括

これらの保育士の声からは、福島県内の保育施設では、本件原発事故のために、予防的な回避行動を取らざるを得ず、その結果、幼児期の成長に影を落としている状況がわかる。本来ならば、幼児期においては、外界のすべてに興味を抱き、なんでも珍しく、なんでも触ってみて、感じる時期であるにも関わらず、本件原発事故は、そのような機会を子どもたちから奪い、さらには、外界への興味関心という子どもたちの感性さえも奪ったのである（甲A402、1頁～2頁）

第4 平成25年5月以降の子どもを取り巻く環境

1 本件原発事故後5年後の福島県内ないしいわきの保育の状況

(1) 平成29年5月、福島県保育連絡会は、福島県内の保育園の事故後5年までの状況をまとめた「福島の保育第14集『震災・原発事故から5年 福島の子どもたち』」という報告書（白書）を発表した（甲A407）。同白書からは、本件原発事故後、5年後までの福島県内の保育園の状況が分かる。

(2) 除染完了の時期について

同白書によれば、屋外施設、すなわち、園庭、砂場、遊具などの除染完了まで、本件原発事故後3年間ほどかかっていることが分かる（甲A407の12頁）。

この間、子どもたちは、外遊びなどの制限を受けながら生活し、保育士や保護者は、強い不安を抱きながら過ごし、不安ゆえに、様々な場面で予防的な回避行動をしながら過ごさざるを得なかつた。

さらに保育園の周辺の環境に関しては、5年を経過しても23%が除

染されておらず、施設周辺の環境は元に戻っているとは到底言えない（甲A407の13頁）。

（3）行動の制限

福島県内の各保育園では、散歩コースの放射線量に不安があるとか、園庭内の除染後の土の撤去時期とか、河川敷や雑木林などの周辺の環境の放射線量に不安あるとか、栽培している作物を食べていいか不安があるなどの不安は消えない。その結果、予防的な回避行動を取らざるを得ないのである。

しかし他方で、子供たちの行動を完全に制限することはできない。そのため、定点測定のみのモニタリングポストの周辺ばかりでなく、園庭の隅、雨樋、排水溝などあらゆるところの放射線量を定期的に測定しなければ不安の解消にはならない。

散歩コースで出会う草花、木の実などを本当に触るとか、食べていいのかなどと迷うことは現在でも起きている。決して、自然を満喫できるような本件原発事故前のような保育には回復していない。栽培活動や水などにも不安が残ったままである。

（4）放射能に対する考え方の違い

また、「ひとりひとり放射能への不安が異なる」という特性があるがゆえに、保護者同士、保護者と保育士との間などで考え方方が異なり、そこに分断や軋轢などが起きやすい。例えば、給食の食材に福島県産のものを用いるか否か、外遊びの時間を何時間にするかなど、どこまで回避行動を許容すべきかについて、深刻な考え方の違いに至ることもある。保育園と保護者との間の信頼関係を維持するうえで、この放射能の考え方の違いが、常に双方の心理的な負担となっているのである（甲A407の16頁）。

（5）食品、水に対する不安

同白書によると、いわき市を含む浜通りの保育施設では、5年を経て

も県内産の食材への不安が強く、49%の保育園が県外産のみの食材を利用して、予防原則の観点から子どもたちの内部被ばく、将来の影響などが生じないようにしていることがわかる（甲A407の22頁 図3-7）。

また、水道水については、いわき市内の保育施設で、24%が水道水について不安があるとアンケートに回答している（甲A407の22頁 図3-9）。

（6）食育について

本件原発事故前は、福島県の保育施設では、園の畑などを用いて、栽培活動を積極的に行って來たが、本件原発事故直後は、7割の保育施設で栽培活動を中止した。5年を経た段階でも、栽培活動自体は再開したもの、畑ではなく、プランターのみの栽培活動に止まっている。田んぼや畑という身近な自然に触れるという本物の体験が減ってしまっているのである（甲A407の26頁）。

（7）自然とのふれあい

本件原発事故直後1年後のアンケートを見ると、自然のふれあい（例えば、「草花、よもぎやつくし摘み」、「ザリガニ釣り、おたまじやくし取り」など）も、いわき市内の保育園では、全く出来なかつたことが分かる（甲A407の28頁～30頁 図4-2, 4-3, 4-4, 4-7, 4-10, 4-13, 4-14, 4-15, 4-20）。

本件原発事故後5年を経過し、いわき市内ではほとんど外遊びを制限しなくなつたものの、裸足で遊んだり、川や田んぼでザリガニ釣りをしたり、海岸でカニを取ったり、虫取りをしたりするような自然と触れ合う活動は、本件原発事故後5年後の平成28年頃に至つても、制限されていることが見てとれる（同28頁～30頁）。

このように自然とのふれあいを制限されることは、子どもの人格発展の機会を奪うのみならず、本件原発事故によって、子どもたちの遊び場

だった自然は、危険な場所となってしまったことの悲しさが、子育てに関わっている大人の精神的苦痛にもなっているのである。

(8) 本件原発事故によるその他の影響

同白書によると、子どもたちの外遊びができず、運動不足となった結果、運動能力や体力の低下及び肥満などの子どもたちの体の変化が、保育施設の67%が気になることとして挙げている（甲A407の40頁、甲A404）。

また、保育士や保護者らは、「福島の保育・子育ての仕事で、これから願いは何か」という問い合わせに対し、48.6%の者が、「放射能と保育」という項目を選択している。当該項目の中では、福島で育った子どもたちへの差別や偏見がないように願う、という回答が多くみられたことも読み取れる。これは、保育士や保護者らが、放射能汚染による子どもたちへの差別や偏見があるのではないかという不安も持しながら子育てをしていることを示している（甲A407の41頁）。

2 子どもの体の変化について

屋外活動の制限・自粛の結果、福島県の子どもには、肥満傾向が顕著に見られるようになっている（甲 A403）。また、運動能力の低下や発達の後退なども見られるとの研究結果もある（甲 A404 佐野法子ほかが「被災した乳幼児の行動の変化—福島県いわき市における保育士・幼稚園教諭への調査から—」）。

本件原発事故後の様々な行動の制限や子どもらしい生活が出来なかつたことによって、子どもの反応に「不安」「発達の後退」が見られるようになり、また、これまでの保育方法を変更せざるを得ず、その結果、子どもの運動機能の低下等が生ずるようになってきているのである。

3 学習への影響

本件原発事故により行動の制限を受けているのは保育園児に限らない。外遊びの制限に限らず、学校生活においても、理科の授業における観察や

実験、自然体験などにも制約がなされた（甲 A405）。

4 いわき市に焦点を当てた調査結果も公表されている。「被害地福島県いわき市における戸外遊びとスポーツ環境の現状について」（甲 406）という調査結果によれば、各保育園・幼稚園で、放射能不安による園庭等屋外使用の制限があり、屋内スポーツ環境も不足し、指導者の流出などの問題も指摘されている。

5 小括

以上みてきた事態や不安は、原告らの自由記載のアンケートの中にも数多くみられる（甲 A147）。

本件原発事故は、元気いっぱいに、豊かな自然と触れ合って遊ぶのが当たり前であった「福島らしい子ども時代」を根こそぎ奪ったと言える。外遊びの制限は、運動能力のみならず、子どもたちから自立心や周囲への興味関心も奪った。

このような深刻な事態を引き起こしたにもかかわらず、被告らは、このような子どもたちの生活と成長についての総合的な追跡調査を全く行っていない（福島県民健康調査は、外部被ばくの線量の推定や甲状腺検査など、ごく狭い範囲のデータしか集めておらず、健康調査の範囲としては極めて不十分である。）。

第5 子どもの被害、子どもを見守る大人の被害（平穀生活権侵害）

1 放射性物質による影響は多方面に及ぶ特徴を有するが、上記のとおり、とりわけ、大人よりも放射線リスクを受けやすいと子ども、そして子供に密接に関わる保護者や教育関係者に与えた不安は極めて大きい。その不安ゆえに、様々な予防的回避行動を強いられてきたのである。外遊びをさせるか、プールに入れるか、食べ物として何を食べさせるか、水や牛乳をどうするかなど、子どもたちの生活のあらゆる面に、予防的回避行動の結果として様々な制約を及ぼしてきたのである。しかも予防

的回避行動の前提となるリスク認知が、人によって異なり、それが、保護者同士、保育士と保護者などの間で軋轢等に発展することも珍しくなくなかった。到底、長期に渡り平穏な生活を送ることは出来なかつたことは容易に想像がつくであろう。

2 いわき市の保育施設は全般的に、自然豊かな特性を生かし、本件原発事故前までは自然の中での情操教育に力を入れてきた。

- ①保育士等や友達と触れ合い、安定感を持って生活する。
- ②いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- ③進んで戸外で遊ぶ。
- ④様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- ⑤安心できる人的物的環境の下で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
- ⑥好きな玩具や遊具に興味を持って関わり、様々な遊びを楽しむ。
- ⑦自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- ⑧生活の中で、様々なものに触れ、その性質や仕組みに興味関心を持つ。
- ⑨自然などの身近な事象に关心を持ち、遊びや生活にとりいれようとする。
- ⑩身近な動植物に親しみを持ち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり、味わうなどして、生命の尊さに気付く。
などを目標に保育を行ってきたのである。これは、保育所保育指針（厚生労働省告示第141号）にも合致するものであった（甲A408）。

3 ところが、予防的な回避行動から、園庭の使用不能、外遊びの制限、戸外への外出規制などが行われた。著しく制限を受ける状態が、園庭を中心とする子どもの環境の除染がほぼ完了する少なくとも本件原発事

故後3年間ほどは続いたのである。

戸外で思い切り全身を動かして遊ぶことは、幼少期において特に必要となる。しかし、放射線曝ばくから園児達を守るために、やむをえず戸外遊びを控えざるを得ない状況に追い込まれたのである。これにより、情操教育や子供の体力づくりに不可欠な屋外保育が不可能な状態が続いた。その結果、園児の体力の低下、発達の遅れなどの悪影響が容易に予測される事態になっている。自然のふれあい、屋外活動からの心身の情操教育が大きく阻害されてきたのである。

- 4 保育プログラムの組み替えや、子どもの数が減少したことからくる人件費に対する圧迫、放射性物質から子供を守るための環境整備や食事（給食）の管理、大きなストレスを受けている子供一人一人のケアの増加、不安を抱える親たちとの密な連絡など、保育士や保護者も、これまで、その対応に膨大な労力と時間を費やしてきた。

職員は、園児の外部被曝、内部被曝を避けようと必死になって、放射線対策に日々取り組んできた。例えば、水（水道水）の使用、特に乳幼児のミルクに使う水などに細心の注意を払わなければならなかつた。外部被曝を避けるため、屋外活動時間、窓の開放、プールの使用などについて、市の判断を仰ぎつつ、保護者の意見を十分に取り入れ、アンケートを実施するなどして、方針を決定しなければならなかつた。日々、保護者に放射線の状況を知らせ、今後の園の行事、屋外活動の制限、除染などの方針を決定し、それを保護者に伝達しなければならなかつたのである。「園児の将来に何らかの影響があつてはならない。」「園児の健康のために何ができるか。」と、各職員は、細心の注意を払いながら、放射線対策をしてきたのである。

- 5 成元哲教授は、低線量被ばくの場合、長期に渡る不安感により生活と心身の健康に与えるダメージも被害であると指摘する。

いわき市をはじめ避難区域外においては、「ただちに健康に影響はな

い」とされ、放射能リスクの対処が個人の判断に委ねられてきてしまった。その結果、「外遊びをさせる／させない」「地元産食材を食する／食さない」「自主避難する／避難しない」とで、夫婦、家族、地域社会において否応なしに亀裂が生じてしまった。特に、子どもは放射能への感受性が高く、長期的な被ばくの可能性もあり、将来的に差別は偏見の対象にされない保証もない。そのような意味で、ここで暮らしていいのか、子どもの将来は大丈夫なのか、放射能に対する考え方のずれ、賠償を巡る不公平感などが引き金となって、深刻な将来不安を誘発しており、また、家族間、地域社会に暗い影を落とし続けているのである。親子の生活と健康に深刻なストレスを与え続けているのである。

同様の懸念や不安は、原告らのアンケート（甲 A147、甲 A148）でも見られる。

6 平穏生活権侵害

(1) 身体権に接続した平穏生活権侵害

以上のように、いわき市内の保育現場をはじめ、福島県内の保育現場では、放射線への感受性が強いと言われる子どもたちを守るために、将来も含めた被害が生じないよう、強い予防的な回避行動が採られてきた。

特に、本件原発事故後1年目から2年目（平成23年5月～平成25年4月末まで）にかけては、子どもたちをほぼ外に出せない生活が続き、教育の場を完全に奪われた状態であったといえる。

これは、保育の現場では、放射能汚染へのばく露により子どもたちが身体的被害（健康被害）を被ったのではないか、あるいは被るのではないかという深刻な恐怖感ないしは危惧感・不安感に苛まれていたことを示している。こうした深刻な恐怖感ないしは危惧感・不安感に苛まれながら生活しなければならないことにより、子どもたち及び子どもを取り巻く大人は、身体権に接続した平穏生活権を侵害されていたといえる。

(2) 精神的人格権としての平穏生活権侵害

平成25年5月以降も、放射線量に対するリスク認知も曖昧であることから、生活内避難のような状態が続いてきた。しかも厄介なことに放射線の影響の評価に人によって違いがあることから、それが引き金となって軋轢となったり、軋轢を避けるためにあえて不安を口に出さないようにしたりなど、従来の平穏な生活を日々蝕んできたと言つていい状態が長く続いてきた。

福島に生まれ育ったことで差別・偏見等を受けないかなどの不安も含めれば、平穏生活権の侵害は、現在も続いている。本件原発事故の特徴として、このような継続的な不安や、予防的な回避行動を継続的に続くという被害の特性がある。

このようにして、子どもたち及び子どもを取り巻く大人は、平成25年5月以降、行動の制限等の様々な日常生活上の困難、障碍、不便を受け続けてきた。また、それと同時に、放射能汚染へのばく露により身体的被害（健康被害）を被ったのではないか、あるいは被るのではないかという危惧感・不安感も、程度は弱まりながらも抱いているのである。

すなわち、平成25年5月以降、子どもたち及び子どもを取り巻く大人は、精神的人格権としての平穏生活権の侵害を中心に受けつつも、身体権に接続した平穏生活権の侵害もなお受け続けているのである。

以上